

山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例新旧対照表（第六十八条関係）

新	旧
<p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十三条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第五十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（第十項において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、施設の全部においてユニット（第四十三条に規定するユニットをいう。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百六十七条第二項に定める基準に従い定められた法第七十八条の四第一項の市町村の条例の規定に基づき配置</p>	<p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十三条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（第十項において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、施設の全部においてユニット（第四十三条に規定するユニットをいう。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。）を併設する</p> <p>介護職員及び看護職員（第五十二条第二項の規定に基づき配置</p>

される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 5 10 略

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院して治療する必要がある場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十五条 略

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 5 略

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 5 10 略

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院して治療する必要がある場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十五条 略

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 5 略

略

6 略

(緊急時等の対応)

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている場合において入所者の病状の急変が生じたときその他必要となすのため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一～五 略

六 緊急時等における対応方法

七・八 略

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十七条 略

2～7 略

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 略

(運営規程)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一～五 略

六・七 略

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十七条 略

2～7 略

8 略

(運営規程)

第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一、六 略

七、~~緊急時等における対応方法~~

八、九 略

附 則

(経過措置)

第二条 略

第六条 一般病床（医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。）~~、精神病床（同項第一号の病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床（同法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条及び附則第八条において同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換~~

(運営規程)

第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一、六 略

七、八 略

附 則

(経過措置)

第二条 略

第六条 一般病床（医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。）~~、精神病床（同項第一号の病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床（同法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条及び附則第八条において同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換~~

に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し

に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し

、指定介護老人福祉施設を開設した場合においては、第五条第一項第八号及び第四十五条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

、指定介護老人福祉施設を開設した場合においては、第五条第一項第八号及び第四十五条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。